

入 所 の し お り

(重要事項説明書)



(一例)

	乳児クラス（0， 1， 2歳児）	幼児クラス（3， 4， 5歳児）	協力日（保護者参加等）
4月	乳幼児健診（中旬）	乳幼児健診（中旬）	
5月	眼科・歯科検診・耳鼻科検診	眼科・歯科検診、耳鼻科検診、遠足（下旬）、交通安全教室、高齢者施設慰問（5歳児）	
6月			
7月	水遊び（2歳児のみ）	水遊び	★
8月	水遊び（2歳児のみ）	水遊び、中学生との交流	
9月		運動会（幼児クラスのみ）	★
10月	乳幼児健診（中旬）	乳幼児健診（中旬）	
11月	七五三宮参り（2歳児クラスのみ、雨天中止）焼き芋会（下旬）	七五三宮参り（雨天中止）、焼き芋会（下旬）	
12月	クリスマス会（下旬）2歳児	クリスマス会（下旬）個人懇談（3月初旬まで）	
1月	歌・器楽・演劇発表会（2歳児のみ）、防災訓練	歌・器楽・演劇発表会（3,4,5歳）、防災訓練	★
2月	節分豆まき（初旬）	節分豆まき（初旬）、高齢者施設慰問（5歳児）	
3月	ひなまつり会（初旬）	ひなまつり会（初旬）、卒園記念写真撮影（初旬）、巣立ちの会、卒園式	★
	3月最終土曜日（次年度準備のため終日引越し作業、事前告知あり）		★
毎月	定期身体測定（中旬）、避難訓練（中下旬）、まなびの会 etc.		
お誕生会は、毎月実施し、対象は、2・3・4・5歳児クラス（状況により2か月に1回も）			

○年間行事予定 (基本) (年度や当日の天候等により変動あり) ※非常事態や天候、特定感染症流行等の場合、大幅中止・遅延となります。

※ 行事当日における欠席等に関する確認の連絡等は致しませんので、時間や期日等々お間違い無きようご留意頂くとともに、当日の保育は家庭保育協力日となっており、保育所での保育はありません。

なにかわからない事などあれば、事前にお尋ねください。

○事業の目的 児童福祉法に基づいて、保育を必要とする児童（乳児及び幼児）の保育・教育を実践していきます。	★運営方針 基本的な生活習慣や安定した体内リズムの確立をめざし、 家庭と保育所が一体 となって、日々の生活の中で「ひと」としての 親和性、協調性、集団の中での善悪の判断やコミュニケーション能力（社会性）、優しさや慈悲の心 等々の豊かな情緒を育み、培っていきながら、 保育所生活が家庭養育（教育・保育）の延長線 ととらえ、日々、 笑い、泣き、ときに叱られ、また、褒められ ながら、 心身ともに自律（自立）した人間形成 を目指していきます。
---	--

○事業者ならびに保育所・施設の概要

事業者の名称	社会福祉法人 葦陽福祉会（いよう）
代表者、施設長兼推進代行管理者の氏名	黒田 文明
法人・施設の所在地	〒660-0077 兵庫県尼崎市大庄西町4丁目8番24号
法人・施設の電話番号	06-6418-2318
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営
名称	武庫川乳児保育所
認可年月日	昭和51年5月1日 第357号
電話番号	06-6418-2318
認可定員（利用定員）	60名
職員体制	保育士7名以上（年度により変動有）、施設長1名、主任保育士1名、副主任保育士 ほか。嘱託医1名 ※事務員1名、調理員1名以上
開所日	月曜から土曜まで（行事日の土曜は除く）
休所日	日曜及び国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日（年度により変動有）、所長が指定した日（自然災害及び感染症拡大防止など）
開所時間（保育時間）	0歳児：午前8時～午後5時30分、1～5歳児：午前7時～午後6時 、 延長保育：午後6時～午後7時（児童の発達によるも、概ね1歳3か月以降から、土曜無）
取扱う保育事業の種類	生後57日～就学前までの乳幼児保育、0歳児保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容などの自己評価、反省を毎年1回以上実施し、サービス内容の向上に努めています。
職員研修実施状況	よりよい保育サービスが提供できるように園内外で研修に努めています。
嘱託医兼衛生推進者	嘱託医
歯科医	緊急連絡先に表記
敷 地	市有地を使用貸借 面積567.72㎡
建 物	鉄筋コンクリート造 3階建の1階、2階 延べ面積350.20㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室・医務室93㎡ 保育室115.26㎡ 調理室14.8㎡ 調乳室7.4㎡ 沐浴室9.25㎡ 受入れ室7.15㎡
設備の種類	冷暖房、乳児室二重サッシ、空気清浄器、ジアイーノ
安全保障	賠償責任保険、損害保険
そ の 他	屋外遊技場（園庭含む）

○保育体勢等… 各クラスに保育士を配置し、必要に応じ、主任保育士の指揮の下、補助者等が各クラスのサポート等を行う。

認可定員（利用定員）（60名）	年月齢	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	・クラス名やクラス定員児童数については、年度や入所児童状況により変動します。
		0-0	0-1						
	クラス名	ひよこ	ぺんぎん	うさぎ	りす	こあら	ぱんだ	ぞう	
クラス定員児童数		4名		10名	11名	11名	12名	12名	

○時間等

時間	0歳児（1歳未満児）	時間	0歳児（1才以上児）及び1歳児	時間	2歳児	時間	3歳児以上
08：00	随時登所	07：00	随時登所→健康・身体状態の視診、順時検温（午前・午後1回ずつ）、おむつ交換、自由遊び	07：00	随時登所→排泄、健康・身体状態の視診、順時検温（午前・午後1回ずつ）、自由遊び	07：00	随時登所→排泄、健康・身体状態の視診、順時検温（午前・午後1回ずつ）、自由遊び
～	健康・身体状態の視診	08：45頃から	歌、おやつ喫食、排泄	08：50頃	歌、おやつ喫食	09：30頃	設定保育及び自由遊び
	順時検温（午前・午後1回ずつ）	09：30頃	設定保育及び自由遊び	09：20まで	排泄	10：05頃	設定保育及び自由遊び
	おむつ交換	10：50頃	給食喫食	10：50頃	歌、給食喫食	12：20頃	排泄、着替えなど
	自由遊び	11：45頃	排泄、着替えなど	12：00頃	排泄、着替えなど	12：30頃	午睡
	授乳、離乳食及び果汁の喫食			12：20頃	午睡	15：20頃	起床、排泄
	排泄	12：20頃	午睡	15：10頃	起床、排泄	15：30頃	おやつ喫食
	個々に応じて睡眠	14：40頃	起床、排泄	15：20頃	おやつ喫食	16：10頃	検温、自由遊び→随時降所
17：00	随時降所	14：50頃	おやつ喫食	16：10頃	検温、自由遊び→随時降所		
		15：40頃	検温、自由遊び→随時降所				
♪ 0歳、1歳の保育中は、おむつやトレーニングパンツで過ごします。♪							

○食事等の提供時間等

年齢区分	間食（午前）	昼食	間食（午後）	年齢区分	間食（午前）	昼食	間食（午後）
0歳児		随時		2歳児	8：50～9：15	10：50～11：50	15：20から15：50
1歳から	8：45～9：20	10：50～11：50	14：50から15：30	3歳以上		11：15～12：10	15：30から16：00

※ 間食（おやつ）は、開始時間までに、給食は9時までに登所されていないと食事等の提供は一切行えません。（午前中に限定した保育となります。）

給食・おやつなど	尼崎市の献立をベースに委託給食で実施しており、前月末に配布する園だよりと一緒に献立表を配布しています。（諸事情により、当日変更することもあります。） ・0歳児全月齢共通人工乳、5ヶ月以降（離乳食） ・1歳以上児～3歳未満児主食・副食・牛乳・おやつ（2回） ・3歳以上児主食・副食・牛乳・おやつ（午後のみ） ※年末年始等の給食等の提供は、食中毒予防ならびに食品管理、食材納入業者の都合等々の事由により、お盆期間8月13日～16日（年度により変動有）の4、5日間、年末の最終日前後及び年始の初日等については厨房を閉鎖しております。上記の保育日ならびに所長が指定した日に登所される場合には、お弁当を持参が必須となります。（午前中のみ保育の場合はいりません）年末年始は、前後に土曜日である場合は、前後もお弁当ご持参となります。（お弁当に要注意の食材を参照）日々の給食サンプルは、食品衛生上の事由により、写真にて15:00以降に給食室の窓に掲示しております。
アレルギー食への対応	1歳前後に、アレルギーの検査に行ってください、もし、アレルギーのおそれのある食材が発見された場合は、速やかに保育所にご連絡頂き、必要書類に記入・提出頂き、全ての手続きが完了した翌日から対応食へ移行となります。※アレルギー除去食確認票及び表-1、表-2（必要な方のみ） また、状況により、病院や消防等にアレルギー等の特別疾患の照会や情報の共有をさせていただきます。
衛生管理等	・調理師及び2階（乳児担当）保育士は、毎月検便を実施しています。 ・保健所に集団給食施設届出書等を提出し、その他保健所の指導に基づいて実施しています。 ・0歳児のミルクを、粉ミルクではなく母乳での提供を希望される場合は、必ず搾乳キット等を使用し、冷凍保存をされているものに限りさせていただきます。それ以外の方法でのご持参については、食品衛生法上ならびに衛生上の観点からご遠慮いただきます。また、搾乳の授乳において、食中毒等が起因いたしましても、当園では一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

★入所にあたり、保護者さんへ… 必要書類（別紙）は、**初保育日まで**に（別途指定があった場合はその指示に従ってください。）、**衣服などの準備物は、初保育日の約1週間から前日までにまとめてお持ちください。**

★保育所は、大勢の子ども達が生活している集団の場所です。幾つかの“きまり”がありますので守ってください。ただ、日頃より、再三にわたる指導や注意、いわれのない因縁や暴言、また助言等を保育士が促しても、守らない、従って頂けない場合は、大変残念ではありますが、他の児童や保護者様に混乱や迷惑、不快感を招く事態となり、子どもを預かる施設の最低限の“安心・安全”が、著しく脅かされますので、誠に残念ではありますが、尼崎市と連携協議して、退所等の処置等を講じなければならない場合もありますので十分ご承知おきください。 ・登所は、09時00分までにおこし下さい。（それ以降になりますと、給食室の食材の準備等に支障をきたすため、その日のおやつならびに給食の提供ができません）のでご注意ください。）日々の欠席や遅刻等についても、09時00分までに必ずご連絡ください。その時刻までに連絡なく、それ以降に登所されましても、その日のおやつならびに給食の提供は致しません。（食品衛生管理上できません） また、数日にわたる無断欠席や、電話連絡をしてもつながらない状態が数回、数日間続く等、子どもや保育士の心身の健全・安全に疑義が生じるような行為言動があった場合（※α）は、理由の如何を問わず、至急、こども家庭センターや警察等に通報等をさせていただきますので、このようなことが無きよう十分にご留意ください。また、そのような場合は、急遽、家庭訪問をさせていただきます。 ・土曜保育を希望される方は、原則的にその週の木曜日のお帰りにまでに所定の用紙に必ず記入してください。記入無き場合は、その週の土曜保育は無いものとします。（食材の調達等に困難が生じ、他児童が喫食できない事態に陥るため） ★土曜保育の、18：00以降の延長保育は原則ありません。（万が一超えた場合は、一律千円徴収！）	・慣らし保育：入所当初、集団生活に無理なく慣れ過ごせるように、また、発達段階に応じて、暫定期間（子どもそれぞれで期間は異なります。）保育時間を短縮して実施いたします。（慣らし保育）時間等は、担任にご相談下さい。（慣らし保育中の土曜保育・延長保育はありません）開始当初 午前9：00から11：00まで（平均3～5日間）とし、その後状態をみながら、概ね1時間ずつ伸ばしていき、最終16：00で、完了。（平均2、3週間ほど） 但し、慣らし保育中に、お子さんが食事やおやつ、水分の摂取がほとんどできない等の“保育の安心安全”が担保できない場合、入所の見合わせ等となる場合もあります。 ・保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を合わせた時間とし、私的な用事や買い物等の時間は含みません。 また、出産の前後、育児休業、求職活動に期間（90日）等で一時的に就労等されていない期間や、一時的なこの日だけ（美容室や公共機関）限定的な保育時間は、原則、最大09：00から16：00までの必要時間と（詳細な時間は個々で担任等とその都度協議）なり、基本的には、所要が終了次第速やかにお迎えとなりますので、前日のお迎えの時、または朝の登所時にお迎えの時間を保育士と調整をしてください。 ただし、保護者（親権者）が、疾病等その他の事情により就労が困難に陥った場合、個々の病状等を所長と担任等が審議し、基本的に09：00から16：00の間で必要な保育時間決定します。この場合において、保護者の疾病状況等が変異し、入院等の事由により子どもを監督できない状況に陥った場合については、次監督候補者（保護者代理）の就労状況等にあわせて、その状況の根拠（診断書・障害者手帳など）を保育所に提出後、その限定的な期間において、保育時間と送迎者の変更が可能となります。 ★親子参加型行事の日は、家庭保育協力日（休園）となっております。
---	--

○ご家庭と保育所との連携… 家庭や保育所での情報や状況を共有することが、子どもの成長には不可欠です。しかしながら、朝夕は、送り迎えのラッシュで混み合う等、子ども達の数も非常に多いので保育現場では個別対応にも限界があります。基本的に当保育所では、日常は、連絡帳にて相互連絡を取り合う（朝夕のスマート対応）ようにしています。日頃の体温や食事・排泄・睡眠はもとより、遊びや出来たこと、失敗や挑戦したことなんでも結構なので、おうちでの様子をお知らせくださいね。	○告知等… 園だより（保健）で、今月の行事や献立などをお知らせします。（非常事態等の時期は中止）LINE等の SNS にかえて発行を省略する場合があります。また、園内でいくつかの掲示物やお知らせの張り紙等をその都度、掲示しておりますので、日々、ご確認頂き、忘れ・漏れが・知らなかった等々、無きよう十分にご留意頂き、連絡帳についても当然のことですが、日々のご確認をお願いします。これらの確認不足によるトラブルやお小言やクレーム等は、一切お受けいたしません。
・保育所の電話はビジネスホンとなっており、おかけになって、2コール以降から着信音が鳴るようになっております。お急ぎの時もあるかと存じますが、電話の特性をご理解頂きますよう宜しくお願いします。 ・何らかの事情により、園にお電話される場合は、必ず、発信者番号通知（非通知や公衆電話からの着信は、防犯上の観点から、受信お繋ぎできません。）をしておかけください。少ない回数のコール等には対応しませんが、ご留意ください。電話対応時間は朝07：00から夕方18：00までとしております。（それ以外の時刻におかけになっても出ませんのでご留意ください） 当日の欠席について ・基本的に保育所への欠席・遅刻等の事前連絡ならびに当日連絡は保護者自身で“当保育所のルール”に基づき実施して頂きます。しかしながら、定時（09：00）が過ぎているにもかかわらず保護者から欠席等の連絡が保育所がない場合、児童の状況確認のため、09：00以降に電話連絡をいたしますので、必ずご対応ください。万が一、複数回のわたり、先生のご指導や電話連絡・対応等（お約束事）に応じて頂けない場合は、子ども生命・身体の安全を考慮して、保育所でのお預かりを見合わせ、または、至急関係各所に通報等させていただきますので、連絡無き欠席をなさらぬよう十分ご留意ください。	



★「登録用QRコード」 「武庫川乳児」というネーミングとなっております。**告知専用**で、**至急の要件のもの、警報発出、非常時等々の時に、**必要の都度に限定的に発出しています。**必ず、登録と配信の**確認、よろしくお願いします。

○日々の営み ・子どもの朝食は、おうちでしっかり喫食し、その後登所してください。（保育室での持ち込み喫食等は固くお断りいたします。） ・お子さんの“つめ”は伸びていると、他の子ども達との生活中で、遊びのときなど<u>接触の際にお友達の眼球や顔等に重篤な傷をつけて</u>しまいますので、<u>必ず、週末や週初めに親御さんの目で確認</u>して頂き、日々、切る・角をヤスリ掛けする等、保護者の責任の下、お手入を励行して下さい。<u>複数回、爪切りの依頼をしたにもかかわらず、処置をされない場合は、保育中の他児童の安全が脅かされますので、処置が完了するまでお預かりをお断りします。</u> ・登所した際に、おむつに排便・排尿がある場合は、<u>保護者さん自身でおむつ交換をした後に</u>、お子さんをお預かりいたしますのでご確認をお願いします。 ・子どもの健全な育成、また長時間の保育のため、<u>休息を兼ねて午睡をします。</u>時間は、約2～3時間くらいです。あせもや寝汗、血行不良等の防止のため、シャツとパンツスタイルで快適な睡眠を促します。 ・布団やシーツ等は常に清潔な状態を維持できるように、<u>週末に必ずお持ち帰りして頂きます。</u>特に、枕やダウン布団のようなものは使いませんのでご安心ください ・タオル等は、洗濯した清潔なものをお持ちください。衣服の整理、ロッカーの整理は保育士の指示に従って下さい。 <u>（4日以上的大型連休の際には、清潔・衛生の観点から衣服等は全てお持ち帰りして頂きます）</u> ★保育所は集団生活の場です。先生一人ひとり、細心の注意を払っておりますが、どうしても些細な子ども同士のけんかだったり、すべったり、転んだりして軽易なケガは起きてしまう可能性があります。どうぞ保育の特性を御理解頂き、ご了承ください。	○送迎等 ・朝夕の通勤繁忙時間帯（朝は、概ね7時から8時15分前後、夕は、18時00分前後くらいから終了まで）は、子どもの安全を最優先に考え、2階での合同保育としていますので、送迎の際は、ご留意ください。（感染症が増加傾向や児童数などの状況により合同保育を見合わせる時もあります。） ・お子さんの送り迎えの際には、必ず保育士に声をかけて、保育室外（廊下から）は、手をしっかりつなぐ等、子どものそばを離れないようにして下さい。お迎え後、保育室外からは、親御さんの管理監督責任です。トラブルやケガ等についての一切責任を負えません。目や耳を離さぬようよろしくお願いします。（2階段の扉は必ず、閉めてください） - また、<u>兄弟等（15歳未満）の送迎はお断り</u>させていただきます。送迎が代理の方になる場合は、<u>必ず前もって担任等に連絡</u>し、初めてお迎えに来られる方は、写真付き身分証明書と保護者さんと連絡が取れる携帯電話等を必ずお持ちください。（無い場合は、お断りさせていただきます。）また、<u>お迎えの時間等に変更が生じた場合は、当該時間よりも前に、速やかに保育所まで連絡してください。</u> ・保育所の送迎時において、武庫川保育所在園児でない<u>15歳未満の児童</u>については、感染症等、保健衛生の観点から、<u>保育室への入室は厳禁</u>とさせていただきます。（廊下での待機となります。）また、<u>事前に通告のない知人等のお迎えや入室もお断り</u>させていただきます。 ・登降所時の保護者の自転車の置き方について、以前の怪我等をふまえて（コンクリート部での転倒で頭部を打撲等した経緯）<u>極力、コンクリート部以外の場所で乗り降りされるようご配慮ください。</u> ・当施設には、駐車場はありません。特に緊急や突発の送迎以外については、なるべく自転車や徒歩でお越しください。昨今、近隣施設や近隣住民などからクレームやご指導が多発いたしており、警察からもご指導を頂いております。万が一、<u>車でお越しの際には、駐車マナーや運転者としてのモラル等を十分に留意してください。</u>（駐車違反等々については自己責任となりますので、あしからずご了承ください） ・保育所の子ども達の中には、ご家庭で<u>重篤な問題を抱えている子ども</u>も一緒に過ごしておりますので、<u>保育室内での撮影等は固くお断り</u>いたします。
○緊急時の対応方法 ・保育中に容体の変化等があった場合は、嘱託医又はあらかじめ保護者が指定した、かかりつけ病院（緊急連絡先）の主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。<u>その際の医療費等は、基本的に全額保護者負担となりますので、</u>ご留意ください。 ・保護者と連絡が取れない等々の不測の事態には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が出来得る最善の処置を行いますので、あらかじめ御了承願います。ただし、<u>複数回にわたり、連絡がつかなかった場合、確実な連絡手段確保等ができるまで、子どもの心身の安全を考慮して、保育所の利用・登所を一時停止</u>させていただきます。 ★住所、勤務先、緊急連絡先及び電話、保険証の番号、かかりつけ医などの<u>変更は、至急・その都度お知らせ下さい。</u>	・持ち物には、油性マジックを使用してはっきりとひらがなで、名前を記入して下さい。（未記入物の紛失は一切責任を負えません。）また、衣服や持ち物等は、高価なものや、給食等でシミになってまずいものは、着用や持ってこないでください。また、何かわからないことがあれば、各クラスの保育士にお尋ね下さい。 ・<u>送迎門の開閉時間については、朝の登所時間（8時15分頃から9時00分）ならびに夕方の降所時間（16時15分頃から18時まで）</u>の通勤時間帯における保護者の方の負担軽減ならびに、締め切りに伴う、インターホンを押す際の自転車からの子どもの転倒事故防止等々の人命に係る傷病の未然防止の観点から、開門しております。それに伴う、不審者の侵入等々の安全対策は、通年を通して不審者侵入の訓練ならびに朝夕の合同保育を実施また、県警ホットラインを常設するなど、様々な対策は既に実施いたしておりますので、安全についても十分に確保されています。ただ、<u>特に夕刻における降所後の園庭での遊戯等については、保護者さんの責任の下、子どもから目を離さない、手を繋いでおくなどの安全対策をご家庭ごと十分に講じて頂き、怪我等なさぬようご留意ください。</u> - また、雨天時や来客、緊急時等で園庭に車を停めることもありますので、その際は十分にご留意ください。土曜日等については終日閉門となります。 ・南側非常通用門については、死角が多いことや、複数門の開閉に伴う不審者侵入等々の安全面を考慮し、開閉については、臨時の場合を除き、常閉しています。（警察署からの指導有） ・基本的に、<u>保育所への私物の玩具等の持ち込みは一切認めておりません。</u>万が一持参され、紛失・盗難等トラブルに合われましても一切責任を負いかねますのでご協力お願いします。

○感染症や投薬等

・子どもやご家族の健康状態に心配や異常があった時は、必ず園や先生にその都度お知らせしてください。 ・子どもや保育士の生命の安全確保のため、お預かり時・保育中に関わらず、37.8℃以上あった場合は、至急のお迎えのご連絡をさせていただきます。(30分以内の場合)ただし、職場からどうしても左記の時間内でお迎えが困難な場合については、応相談とします。 ・保育施設・事業所で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について（別紙参照、尼崎市指定）	・保育所内での座薬、吸入器及び点耳薬の持ち込み及び使用はできません。もし、お家でご使用になった場合は、必ず、時間等をお伝えください。また、内服薬（飲み薬）・ステロイド（副腎皮質ホルモン）入の塗り薬及び目薬については、与薬初日に処方箋及びお薬手帳の記入のあるものを提示していただいたものののみが有効となります。（提示無い、連絡帳未記入等の場合は、与薬は致しません。）
・お子様及び家族の方が感染症（病）の時は、医師の許可が出るまで、若しくは、様式例にある“登所のめやす”に準拠して休所して頂きます。保育に復帰する場合は、事前に園の所定の意見書または登所届け（様式例）いずれかの提出が必須となります。特に意見書につきましては病院の署名捺印があるもののみ有効となりますので十分にご留意ください。記入やチェックが漏れていた場合は、再度許可を取りに行ってください、その間はお預かりできませんので、必ずご確認ください。（料金等はすべてご家族負担となります。）また、医師の許可が出ていても、集団性・保育の観点から数日及び期間を指定してお休み頂く場合もあります。（過去にも幾度かこれを履行されない親のお子さんが原因で、園で感染が拡大しました。） ・意見書等の必要の有無に関わらず、病院での診察終了後すぐに、保育所の方に電話連絡（18：00まで、間に合わなければ翌7：00以降に）をしてください。万が一、翌日の連絡となっても、登園前に必ず事前の電話連絡をお願いします。（トラブル防止）	・お薬がある場合は、お薬に名前・飲む時間を記入して頂き、何の為（病状）に飲むのかをはっきり保育士に口頭で伝えて直接保育士に手渡しして下さい。（連絡帳等にも必ず記入してください。記入漏れの際は、与薬は行いません。） また、水薬（シロップ）や粉薬等は必ず一回分に分けてお持ちください。（まとめて持ってこられた場合、誤飲・誤量等の危険もあるので与薬は行えません）、100均にある、ウナギのたれ入れのような小さな容器に入れてラップとゴムなどで止めて小さいパッキンの袋などに入れてみなさんお持ちいただいています。
・保育所内で、感染症が同時期に数人発生した場合、著しく保育所運営に支障（先生まで感染が広がると保育所が休所になる為）をきたすことから、保育士は終日マスク、ゴーグルを装着させていただきます。また、子どもが感染症になった場合についても、病前、病中、病後を問わず、マスクの装着（幼児）を指示することがありますので、その時は必ず装着をして、登所させていただきます。装着されない場合は、感染拡大の阻止ならびに状況により、休所頂くこともあります。（保育所の子どもマスクを使用した場合、依頼の有無を問わず、別途料金（概ね5円ほど、購入価格のみ）を徴収させていただきます。）	

○各種料金について

・給食費… 対象は、3歳以上児1人当たり、主食費1,000円＋副食費4,500円＝5,500円（毎月25日以降に封筒を配布しますので、当月の月末までにお支払いください。）定額制（減額等はありません） ・延長保育… 一回1人当たり500円、月極めは、1人当たり3,000円（年度毎変動有） （基本にお迎えに来た時に必ず、つり銭が無いようにお支払いください。月極めの方は、給食費と同時期、同方法とします。） ・延長保育は、実施をしたい月の前々月の下旬（25日ごろ）までに申請（特に年度替わりの際は、必ず、2月末日までに保育士にお声掛けして頂き、早急に手続きを完了させてください。3月10日を過ぎた場合、次年度の延長保育の更新は行いません。）して頂くと、申請月から利用が可能となります。料金の発生は原則として、当該児童がいる保育室の時計が18：00の時点で、保護者さんがまだ保育室に入室されてなければ、延長料が発生するものとし、必ず、理由の如何を問わず、つり銭の無いよう当日にお支払いください。幾度もこれをお守り頂けない場合は延長保育の利用停止させていただきます。（1歳3か月未満児の延長保育はありません。） 万が一、19：00を超えるお迎え（土曜日は18：00を超えたら）になった場合は、理由如何問わず、延長料金とは別に、1,000円徴収します。また、19：30（土曜日は18：30）を超えますと更に、別途1,000円徴収します。（時刻の基準は、当該保育室の時計）ただし、幾度の注意や指導にも従わず、19時（土曜は18時）を超えてのお迎えが続いた場合は、延長保育の利用停止となります。	・その他… 遠足代、七五三宮参り代、楽器代、カラー帽子代、連絡帳作成費用、写真代等々、（その都度現金で且つ、手渡しでお支払いください）宿泊保育に使う、お米粒、連絡帳初期（紛失時）作成代、子どもマスク代、保育で使うティッシュ代、雑巾代 → 年度当初ならびにその都度集金します。年度毎変動あり。 （例） カラー帽子代（650）、3歳以上児給食代（5,500）、月額延長保育代（3000）、日額延長保育代（500（標準）200（短時））、ティッシュ・雑巾代（児童一人当たり500） ※金額については、年度により変動あり。
・保育料… 尼崎市から納付通知書が保育所に届きますので、指定の金融機関に、期日までに納めて下さい。 ・保育料減免… 保護者及び児童が傷病のため連続15日以上長期に休まれた場合、申請されますと、月の保育料が減額となる場合があります。（詳細は、保育課へ）（提出書類には、長期欠席特例申請書と医師の診断書が必要となります。） ※ 発病により欠席した初日から完治して登所した日の前日までの日数が連続して15日以上（最終日が日曜日および祝日だった場合はカウントされない。間の土曜・日曜・祝日はカウントされる。）	

※ 上記以外で負担料金が発生した場合は、事前または、その都度お知らせいたします

※ **お薬の依頼や金銭等**のお支払いに関しては、後でトラブルにならないよう、**必ず手渡し**をお願いします。

○定期健康診査について

3～4 カ月児、9～10 カ月児、1 歳 6 カ月児、3 歳児健康診査等の定期健診は、**必ず受診**してください。万が一、まだ受診されていない場合は、**初保育日（若しくは、指示された日）**までに保健福祉センターに問い合わせを頂き、事後必ず受診をしてください。連絡や受診等を拒否される場合は、**健全な身体や精神の発達状況を確認できないため、入所をお断り**させて頂く場合もあります。健診を受けられましたら、母子手帳の健診の欄に記載されている事項について児童台帳等に記載等の必要がありますので、**後日、速やかに保育士のほうにご提出ください。**

○検診・健診等

・検診… 乳幼児健診は、概ね4月（前期）と10月（後期）に、耳鼻科・眼科・歯科については、5月 or 6月に実施されます。結果については、児童台帳（日々の成長記録）及び連絡帳の健康発達の記録に記載します。もし、**当日欠席されましたら、事後必ず、指定の病院にて受診**されますようお願いいたします。（何かあれば、個別にその都度、伝達いたします）

・身体測定… 毎月中旬に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童台帳（日々の成長記録）及び連絡帳の健康発達の記録に記載します。

南部保健福祉センター 南部地域保健課 保健に関すること 06-6415-6342

○子育て支援等

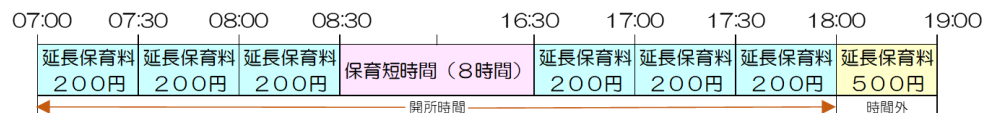
・当保育所では、定期的に、また、必要の都度、**保健師や発達相談専門の先生による巡回指導やこども相談支援課の方々と日々情報共有・提供等々綿密に連携**させていただいています。その際に、**指導や助言等があった場合やお伝え等がある場合は、その都度、直接通知をさせていただきますので、担任の先生や保健師等の助言や面談等には積極的に参加・協力・ご理解**をお願いします。

・子どもの**発達や発育、子育ての悩み等**で、お困りのことがございましたら、育児相談及び子育てに関する相談を定期的に（要望の度に）実施（電話・面談）しています。ほんの些細なことでも構いませんので、気軽に声をかけてください。そのケースに応じて関連の支援団体、センター等との**接続・紹介**も可能です。

・**発達・発育に関する懇談は、1月より、希望者の申し込み毎に順次実施していきますので、ご希望される方は、担任にご一報ください。（概ね、30分から40分程度）**

○その他

・**保育短時間（コアタイム）で入所された方の基本利用時間は、08：30から16：30**までとなっておりますので、お子さんの送・迎の際には、時間厳守（お子さんが保育されている保育室の時計が基準となります。）でお願いします。ただし、ご都合により08：30（保育室の時計基準）よりも早く保育所にお越しになる可能性や、16：30（保育室の時計基準）を超えてお迎えになる可能性がある場合には、**必ず事前に延長保育のご連絡**してください。それぞれ**別途延長料金が発生いたします。（30分毎に200円、当日払いが原則）**なお、**保育短時間児童が、開所時間（7:00～18:00）を超えて延長した場合は、標準時間の延長としても延長料金を別途徴収いたします。** ※3参照



○虐待

入所している児童について、あざがある、食事を摂取している様子ではない等々、虐待「**かもしれない？？！**」と**保育士が認めた場合**や入所児童が行方不明等の場合は、**理由の如何問わず、警察・子どもセンター等に通報（※β）**するとともに、**写真や記録をその都度取らせて頂きます。**何より児童の最善の利益を優先・追及しております。

また、**この手続きの過程において、保育所や職員等に対して、暴言や恫喝、恐喝、脅迫とも取れるような言動があった場合は、著しく保育業務を妨害されますので、遅滞・躊躇なく警察等に通報し法的手段・処置を講じ**させていただきます。また、身体等の状況により、**センター等において、子どもを強制保護（引き取り）される場合もあり**ますので、ご承知おください（**いかなる申し出も受け付けません**）

※α

- ① 外傷があり、その状態が身体的虐待の疑義
- ② 生命、身体が健全ではなく、ネグレクトの疑義
- ③ 性的虐待の疑義
- ④ 危険性、緊急性が高いと判断される

※β： 尼崎市南部保健福祉センター こども総合相談第2担当 / 兵庫県西宮こども家庭センター（児童相談所） / 尼崎市入所支援担当課 / 尼崎市保育管理課 / 尼崎南警察署西分庁舎

★昨今の気象変動ならびに重篤な大気汚染、強すぎる紫外線等々の環境問題に鑑みて、当保育所では、**PM2.5や黄砂等の大気汚染が懸念された日ならびに週に関しましては、子どもの健康を第一に考え、一定期間、一時的にまた、定期的に園庭あそびを中止し、室内での保育を推奨励行**しております。子どもがのちに重篤な健康被害や病気になっては元も子もありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○**個人やご家族や知人等に係る、園で配布物等の依頼は、原則お断り**させていただきます。ただし、以下に該当しないものであって、所長が特に支障がないと認めた場合に限り、この限りではありません。

- ・特定の宗教に係るもの
- ・金銭や利益発生のおそれのあるもの
- ・私的な団体等（大小問わず）のもの

○天候・天災 <u>風水害及び台風等による対応</u> ・朝7：00の時点で〔NHKの気象情報ならびに気象庁が発表した警報情報〕で、『大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雨警報、波浪警報、高潮警報（以下「警報」という。）』のいずれかのうち、2個以上発令された場合、当初自宅待機とし、8：00の時点で1個以下の警報であれば、8：00より通常通りの開所とします。しかし、8：00の時点でも2個以上発令されていた場合は、保育所は閉所し、その日は休所とします。 ・朝7：00の時点で〔NHKの気象情報ならびに気象庁が発表した警報情報〕で、『大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報（以下「警報」という。）』のいずれかのうち、1個発令された場合は、通常通りの開所とします。ただし、保育途中にいずれを問わず警報が2個発令された時点で、至急お迎えに来て頂きます。 <u>地震等の天災</u> 地震が発生し、尼崎市の震度が5以上もしくは、4強以上の地震が複数回あった場合、中長期間にわたり、通信等の障害が予測されることと、人命最優先の観点に基づき、<u>速やかに自主的にお迎え</u>とさせて頂きます。また、<u>朝、登園まえに起きた場合は、2次災害防止の観点から、自宅待機とさせて頂きます。</u> また、上記の震度ではなくても、人命の危機と判断した場合は、お迎えの要請を致しますので、順次お迎えをお願いいたします。また、<u>非常時については電話回線の保持の観点から、外線の電話連絡には対応できません</u>ので何卒、ご理解とご協力をお願いします。	○個人情報 ・保育所では、各種行事等で撮影した写真の掲示、園だよりや日々の連絡ボードなどで、お誕生日の掲載や朝食や体調の記入等々あります。また不定期的にホームページの更新の際に、掲載の写真の入れ替え、また、行事等の動画撮影や動画の配布などがある場合もあります。このような情報公開を通して、お友達と一緒に祝って、お友達のお母さん等から「おめでとう」と喜ばれることをとても楽しみにしています。このような<u>掲示物や配布物や撮影行為などを中傷や悪意をもって利用されますと、一切の行事や連絡事項等ができなくなり</u>、大切な子ども達の思い出をつぶしかねません。どうか意図を十分に御理解頂き、そのようなことが無きようにして頂くとともに、保育における情報の提供や開示にご理解頂ければ幸いです。もし、何かありましたらその都度、ご相談ください。 ・小学校や他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等の施設やその担当者に対して、就学前などに、<u>学校と保育施設の接続等（情報の共有）で協議や児童要録等の就学に必要な書類等を送付・共有・意見交換</u>をします。なにか、お伝えして欲しい内容等があれば、お気軽にお尋ね下さい。 ・日常において保育士等の職員と保護者間での SNS や手紙のやり取り等は原則お断りさせて頂きます。 ○評価 保育所においては、保育技術の向上及び資質の向上を目的とした自己評価を概ね年に数回程度全職員に実施し、常日頃から留意・研鑽しております。至らぬ点はあるかとは思いますが、さらに、より良い保育を提供できるよう今後とも全職員精進していきますので、ご理解また、ご協力をよろしくお願いいたします。
--	---

○出産、産前産後等の利用について（令和2年4月現在）

保育を必要とする事由（最新版ではないので、詳細はその都度、**尼崎市入所支援担当課まで、お問い合わせ**ください。）

保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当した場合、「保育の必要性」を認定します。

	事由	保護者の状況	有効期間	【注意事項】
①	居宅外労働	日・祝を除き月64時間以上（ただし、1日4時間以上かつ月16日以上）の労働に常態的に従事していること	お子さんの小学校就学まで	① ② 夜間（保育施設等の開所時間外）の就労も算定に含みます。
②	居宅内労働（自営業など）			
③	妊娠・出産	母の出産予定日の前8週間である場合（多胎の場合は前14週間）又は出産後8週間以内の場合	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	⑦ 入所後90日以内に就労し、「就労証明書」の提出が必要です。
④	疾病・障害	病気や心身の障害により家庭で保育が困難な場合	お子さんの小学校就学まで（④～⑥は提出資料によっては有効期間あり）	⑧ 趣味の講座、カルチャースクール等は「就学」の対象外です。 ※認定事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了となります。 ※認定内容が変更した時は、再度保育の必要性の認定申請が必要です。 ※ 満3歳の誕生日を迎えた時は、認定が切
⑤	介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していることにより家庭で保育が困難な場合		
⑥	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育が困難な場合		
⑦	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること		

⑧	就学	大学等に在学、または職業訓練を受けている場合	保護者の卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで	り替わります。（3号認定→2号認定）その際には、入所担当で認定の変更を行い、新たに認定証を発行します。（ただし、保育料は変わりません）
⑨	育児休業中の継続入所	育児休業を取得する時点で就労により既に保育を利用して、当該育児休業の間も継続して保育を利用する必要があると認められること	育児休業の対象となるお子さんが満1歳を迎える日（誕生日の前日）が属する月の末日まで	
⑩	その他	上記に類する状態として市長が認める場合		

○非常災害時の対策

消防計画	尼崎市西消防署 平成24年7月2日 防火管理者 保育所長	
避難訓練	火災、地震、水害、津波、不審者、救出等を想定した、各種避難訓練（月1回）を実施します。	
防災設備	自動火災報知機、煙感知器、誘導灯	
避難場所	第1避難場所：ルミエール千鳥	第2避難場所：尼崎競艇場

○緊急連絡先

嘱託医	氏名 しぎょう循環器内科
	住所 〒660-0075 尼崎市大庄中通1丁目70番
救急	名称 尼崎西消防署
	住所 〒660-0063 兵庫県尼崎市大庄北3丁目30-20 tell 06-6411-0119
警察	名称 尼崎南警察署 西分庁舎(大庄地区内)
	住所 〒660-0881 兵庫県尼崎市浜田町4丁目45 tell 06-6487-0110
耳鼻科医	氏名 鈴木耳鼻咽喉科
	住所 〒660-0063 兵庫県尼崎市大庄北4-18-1
歯科医	名称 俣木歯科医院
	住所 〒660-0077 兵庫県尼崎市大庄西町1-3-5
眼科医	名称 眼科・皮フ科 横谷クリニック
	住所 〒660-0077 兵庫県尼崎市大庄西町2-22-30-107

○保育内容に関する相談
受付担当者 川村 電話 06-6418-2318
相談責任者 黒田 電話 06-6418-2318
第三者委員 波多 受付方法：面談等で受け付けます。
○保険の加入（年度により、変動有）
施設業務 1事故3、000万円 1名につき10、000万円
生産物 1事故3、000万円 1名につき10、000万円

☆ 運動機能、精神発達、および聴覚・視覚に関する検診・健診でのポイントとして、発達の遅れ（発達障害）および器質的障害を疑うポイントをあげました。検診・健診の際には、この点に十分配慮してください。

	運動機能	器質的な障害の疑い
0歳児	4か月：首がすわらない、10か月：座りできない	原始反射が6か月過ぎても残る、6か月：首がすわらない、けいれんが反復する
1歳児	1歳：つかまり立ちができない、1歳4か月：ひとり歩きできない	音に反応しない（音が聞こえていない）、1歳6か月を過ぎても歩けない
2歳児	ことばが出ない、2歳6か月：ジャンプができない	歩くとき踵が床に着けない
3歳児	すぐ嘔みつくあるいは引っ掻く、お友達と遊べない、からだのバランスが悪い	3歳：まったくことばが出ない、気になる症状が複数ある（何か具体的な症状名） 気になる症状が長期あるいは反復する
4歳児	遊びのルールが守れない（分からない）、すぐ暴力をふるう、奇声をあげる 集団への指示では伝わりにくい（保育士のいうこと聞かない等）	周りの雰囲気を感じとれない、運動時の体のバランスが悪い、視力が1.0以下
5歳児	パニックをよく起こす 落ち着きがない（じっとして居られない）、スキップができない	目標に向かって真っ直ぐ歩けない、オウム返し of 応答ができない

※ その他、子どもの日ごろの様子などで、ご心配なことがありましたら御相談ください。

離乳食について

離乳食は管理栄養士監修の下、日本人食事摂取基準に基づき作成しております。また離乳食が完了し給食に移行する際もスムーズに給食が食べられるよう1～5才児さんと同じ尼崎市の献立表から展開を行って離乳食の献立内容を検討しております。

※参考資料※ 日本人食事摂取基準（厚生労働省）

6～8 ヶ月 タンパク質推奨量 6.1 g/日（二回食） →1 食あたり約 3g 9～11 ヶ月 タンパク質推奨量 17.9 g/日（三回食） →1 食あたり約 6g

（初期）おかゆのペーストから始まり徐々に野菜のペーストを増やしていきます。

（中期）主食とボイル野菜2種類が基本となります。

（後期）尼崎市の献立内容に準じて豆類、肉類、魚類などを提供させていただきます。[後期の開始前までに必ずお家で食べて（安全の確認）](#)いただき、その確認が取れましたら給食で提供を開始させていただきます。

メルルーサについて

タラの仲間です。旬はなく一年中食べることができます。

肉質は白身で淡白なのでお鍋や離乳食に適したお魚です。高たんぱくで低アレルギーのお魚ですので、食物アレルギーで使えないお魚がある方の代用食としても使われております。一般的にスーパーなどに出回っておりませんがタラ目のお魚ですので「たら」を含む白身魚が食べられるようになれば保育所にて提供を開始させていただきます。

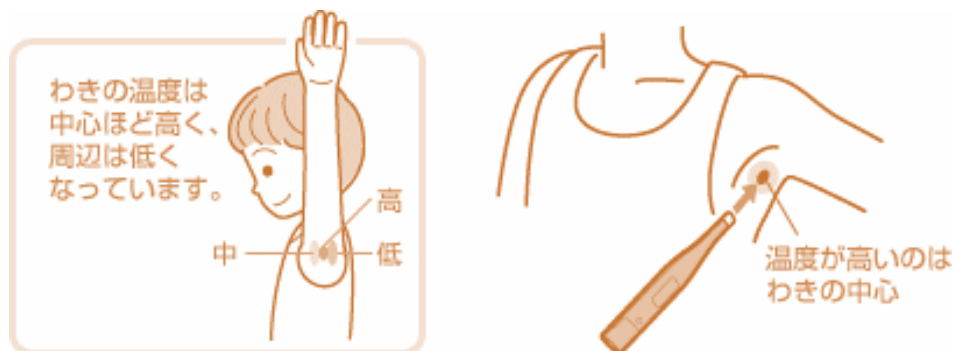
離乳食一例



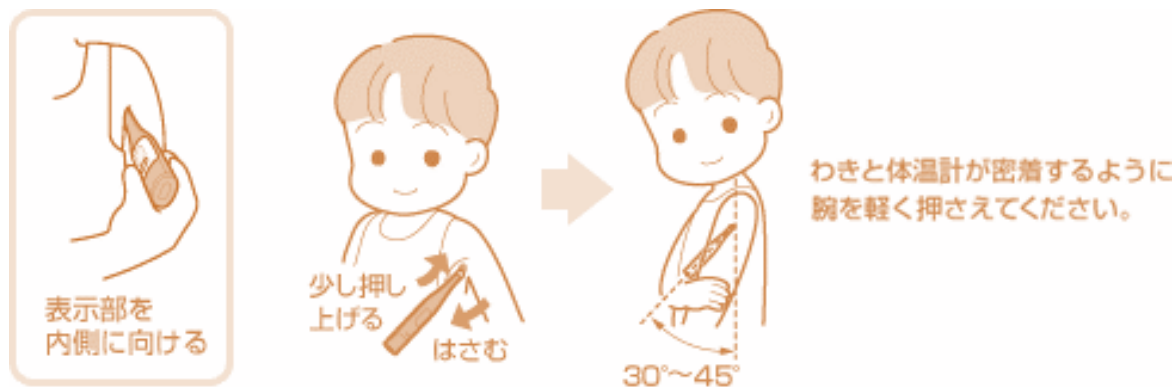
わき式体温計の測り方

・体温計を正しくあてて測らないと、正確な検温値が得られません。

1. わきの中心にあてる



2. 体温計を下から少し押し上げるようにして、わきをしっかりとめる。



・検温のポイント

- 1、いつも同じ測り方をする。(わきの中央部に下から突き上げるイメージで)
- 2、汗を拭く。汗をかいていると、熱の伝導率が異なってしまう正しく検温できない可能性があります。
- 3、下着に触らない。当たってしまうと、熱の伝導率が異なってしまう正しく検温できない可能性があります。

☆保育室の室温について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」により、夏場は25～28℃前後を、冬場は20～23℃を目安とするも、室内外の気温差が大きくなると子ども達の体温調節がうまくいかず、登所・降所等の際に体調を崩してしまう危険があります。

猛暑日でなければ、外気温との差が5℃以内になるように調整することが望ましいことから、夏は基準値として27℃から28℃後半、時には状況を見守りながら30℃前後を、冬は外気温にもよりますが、20℃前後を“目安”に調節していきます。夏・冬問わず、乳児（0歳、1歳）は特に体温調節が難しいため、外気温（二酸化炭素濃度の軽減）や室温、空調などで調整を図り、薄着で過ごすことが理想です。

◎アタマジラミについて

お子さん、または、ご家族の誰かがアタマジラミになったしまった場合は、まず、速やかに保育所にご連絡をしてください。数年に一程度ですが、その事実を隠して子どもを保育所に預けて、その後、多数の子ども達にうつしてしまい、他の子ども達が丸坊主にならなければならないなど大変な迷惑事例がありますので、必ず至急報告してください。

まず

- 1、至急、皮膚科の受診をしてください。診察後、保育所に経過報告をしてください。
- 2、家族間でクシやブラシ、帽子、マフラー、ヘアゴム、特にタオルや寝具類などの布製品の共用は避け、やむを得ず共用する場合には、使用ごとに洗浄しドライヤー等の熱風でしっかり乾燥させてください。また、洗濯等をする場合は、直前に以下のいずれかの方法で高温処理又は掃除機がけを励行してください。
 - ・60℃以上のお湯に5分間つけおく。
 - ・じっくりアイロンをかける。
 - ・熱風乾燥を行う。

- 3、アタマジラミが完治するまでの間、どうしても通所される場合に限り、保育所に登所の都度、毎日シーツ類の持ち帰りをしてください。（持ち帰りが困難な場合は、完治までご家庭で過ごしてください）

4、症状

感染して1カ月以上たってから、頭にかゆみが出ます。

症状としては、頭（特に耳の後ろや後頭部）が痒くなる、痒みのために頭を掻いて湿疹が生じる、髪の毛にフケのようなもの（シラミの卵）が増える、などが挙げられます。

無症状のことも、頭が痒くなることもあります。毛にフケのような白い卵が付着している、アタマジラミが動いているのを見つけて気づくことが多いです。人から人へ接触感染するので、寝具類の共用は避け、子ども同士や、子どもと親の頭が触れ合わないようなスペースを確保していくことが肝要です。

5、登所の可否について

アタマジラミについては、特に登所を見合わせる要件とはなっておりませんが、保育所が子ども達の集団生活の場である特性から、感染が伝播していくことが十分想定できますので、可能な限り、完治までの間、ご家庭での保育をお願いしております。（個人差はありますが、7日～2週間程度）

○津波等一時避難場所を利用される方へ（尼崎市ホームページ、津波等一時避難場所参照平成19年7月現在）

津波等一時避難場所は、津波や洪水が発生したときに、市民の皆様の生命を守ることを目的として、公共施設のほか、民間の建物所有者にご協力をいただいて指定したものです。津波時一時避難場所は学校等の「指定避難場所」と異なり、津波警報等（洪水の場合の避難勧告及び避難指示を含む。）が発令されたときから解除されるまでの間、命を守るため一時的に避難する場所です。したがって、次の事項にご注意ください。

（共通事項）

- ・津波警報等が解除されたときには、速やかに退去してください。
- ・あくまでも一時的な避難場所ですから、水・食料の提供は想定していません。日頃から、最低限の水・食料等をご自身で準備しておいてください。
- ・お近くの津波等一時避難場所の位置を確認しておいてください。指定した建物の入口近くには避難シールが貼ってあります。

（民間建物の場合）

共有スペースの一部をご好意でご提供いただいたものであり、所有者や居住者の方からの水・食料の提供やトイレの借用などは想定していません。確認の際は、建物の位置、入口の確認にとどめ、内部に立ち入ることはご遠慮ください。今後も、津波等一時避難場所については、順次追加指定していきます。

津波等一時避難場所

○ルミエール千鳥（1～8号棟） 大庄西町4丁目3
○尼崎競艇場、9号館2、3階デッキ
○阪神電車・尼崎センタープール前駅と競艇場正面を結ぶ長さ200メートルの屋根付き歩道橋「ファンロード」

◎尼崎市のコロナ発生に伴う措置等

○保育所への連絡について

児童や保護者（同居者含む）が、次の状況になった場合は必ず、**その都度、速やかに保育所にお知らせ**頂き、その都度、対応を仰いでください。
また以下の場合は、登所をお控えください！！

- 1、前日等に急な発熱や体調に疑いが生じた等の場合
- 2、無症状若しくは家族や児童に症状がある場合や、いずれかがPCR検査を受けていた場合
- 3、勤務先、習い事先、学校等、周囲に陽性者が確認された場合
- 4、PCR検査の結果が出た場合
- 5、濃厚接触者と特定された場合

☆開所時間中は、保育所へ連絡をお願い致します。（06-6418-2318）

☆保健所：平日、午前9時から午後7時（06-4869-3015）：土日祝 午前9時から午後5時（06-4869-3015）

なお、**当然のことでは**ありますが、陽性ならびに濃厚接触者として指定された方は、他への感染に厳に慎み、**自宅安静**をお守りください。

○症状等があった場合は、保健所や保育所の指示に従い、行動履歴等の調査に協力してください。

○新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応について

令和3年1月14日発出の内容が現在、少々変化推移しており、今回、当保育所でも困惑いたしましたので、改めて整理をしましたので、下記のとおりとします。（暫定的）

・入所児童または職員が新型コロナウイルス感染症の陽性または濃厚接触者と判明した場合

まず、感染状況にもよりますが、最悪、一定期間臨時休業となり、その間に濃厚接触者の特定、臨時的PCR検査の実施等々を行い、他者への感染が認められなければ、保健所等が指示した日より再開となります。

その場合においても、濃厚接触者ならびに陽性者にあたる方は、最終接触日から一定の期間（保健所等から示される）以上の自宅待機となり、その間、他との接触を極力絶たなければなりません。（期間については、保健所の指示）

万が一、クラスター等が確認された場合は、保育所は2週間以上（終息まで）の臨時休所となり、相当数のPCR検査の実施が執り行われます。（期間については、保健所の指示）この際は、休む時期や濃厚接触者の早期解明のためにも、積極・迅速な検査実施が必須。

○保育料等について

濃厚接触者ならびに陽性者につきましては、日割り計算等による軽減措置が受けられます。自宅待機等が解消後、所定の様式を保育所に提出していただいた後、処理されます。詳細は、尼崎市入所担当課まで電話等でご確認ください。（いつまでこの制度が存続されるかは、不透明です）

◎独自のPCR検査について

なにか疑わしいなどか、濃厚接触者になって等々の場合は、積極的に受診や各種検査に行ってください

◎慣らし保育期間や感染症等のお休みについて

日々、保育活動の中で、**慣らし保育中や季節性の感染症、ケガ等々に罹患して、一定の期間お休みされる**ことがありますが、この場合は、基本的には兄弟がおられるご家庭につきましては、**その期間は一緒にお休み（慣らし保育の時短も含む）頂く**こととなりますのでご注意ください。

尚、現在も新型コロナウイルス感染症の変異型が次々と認知・感染拡大しており、その都度、政府等からの見解や考え方、対応方法が推移しておりますことから、**上記の内容が変わりましたら、必要に応じて、掲示等によりお知らせをさせていただきますが、緊急や必要の都度、保健所や尼崎市等にお問い合わせを頂くこと**をお勧めいたします。

◎食中毒が気になる夏の時期。お弁当に要注意の食材、特に気を付けるポイント。

お弁当の要注意な食材

○夏場は生野菜は避ける

夏場の暑い時期はトマトやレタスなどの生野菜は劣化しやすく、危険！ どうしても入れる場合は・・・

- ・ミニトマトはヘタをとって流水で洗い、キッチンペーパーなどで水気をしっかり拭き取って入れてください。
- ・レタスの場合は汚れをしっかりと流水で洗った後、水気をとるのを忘れずに。生野菜が傷まないように、保冷剤を入れて持ち運び保管するとよいでしょう。

○チーズやちくわなどの要冷蔵の食品

チーズやちくわ、かまぼこなど本来冷蔵で保存するものはそのまま使用せず、加熱（炒める等々）して入れましょう。

○汁気のあるものをそのまま使用する

煮物や和え物の水分は、食中毒の原因になる菌やウイルスの栄養分になってしまうので汁気をよく切ってから詰めるようにしましょう。

夏場のお弁当、ココにも注意！

○食材はよく冷ましてから詰める

食材が温かい内にお弁当箱に詰めてしまうと、その後冷めたらお弁当箱に水滴が発生し、この水分が食中毒菌の栄養分になってしまいます。また、ほんのり温かい温度の食材も菌やウイルスが繁殖しやすいので、冷ましてから詰めてください。

○食品は素手で触らない

食品を詰める時は素手は避けて、清潔なお箸やスプーンなどを使いましょう。おにぎりもラップを使うなどして、素手で触らないようにしてください。

○保冷剤を入れて持ち運ぶと安心

夏場は外の気温が高くなりやすいので、持ち運びは保冷剤を入れて保冷バックに入れるのが安心です。

※ただし、コンビニ食やスーパーの食材コーナーやお弁当は基本的にはお受けしません。（おにぎり🍙については可）

様式例

☆お医者様へ
保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を可能な限り防止して、一人ひとりの子どもが安心して生活できるよう、上記の感染症について、「意見書」のご記入をよろしくをお願いします。

武庫川乳児保育所 施設長 様

意見書

以下、Doctor 記入欄

児童氏名

○（病名の該当疾患に☑をお願いします。）

☐ 麻しん（はしか）※	☐ 咽頭結膜熱（プール熱）※
☐ 風しん	☐ 流行性角結膜炎（はやり目）
☐ 水痘（水ぼうそう）	☐ 百日咳
☐ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	☐ 腸管出血性大腸菌感染症（O157，O26，O111等）
☐ 結核	☐ 急性出血性結膜炎
☐	☐ 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
☐	☐ その他（ ）
☐	

○該当に☑をお願いします。

☐ 上記のとおりで、集団生活に支障があり、自宅治療と判断します。療養機関については、裏面記載のとおりとします。（別日指定の場合は、 月 日頃まで）

☐ 症状も回復し、集団生活に支障がない状態になり、明日から登所可能と判断します。

☐ 集団生活に支障はありません。

☐ その他：

令和 年 月 日 医療機関及び医師名

印

ありがとうございました。

※保護者の皆さまへ

子どもの症状が全快（普段と変わらない）し、医者から集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際には、登所の前日または当日の朝に必ずこの意見書を提出してください。当日の朝でも可能ですが、記入漏れや状況により、お預かりできない場合もありますので、事前に担任等とご相談ください。（18時までにご連絡ください、間に合わないときは、翌朝7：00以降にご連絡ください）

以下、保育士記入欄

連絡（調整）日時

受領日

備考欄

☆受診をして、**医者の意見書が必要**。登所のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが前提とし、下記の基準となります。

病 名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後 4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の前7日から後7 日間くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂 皮形成まで（7日以上）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、 かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないとみとめられていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数 日間	発熱、充血等の主な症状が消失した日を0日とし、その後2 日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等症状が出現した 数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出 現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤によ る5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症（O157、O26、 O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立し ている5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、ま た、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌 が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

※病状や身体所見により、上記の日数や条件を満たしていても、数日間お休み頂くこともあります。

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日を快適に安心して生活できるよう、下記の感染症の登所のめやすを参考に、かかりつけ医等の診断に従い、正確に記入し、登所を再開する際には、登所の前日または当日の朝に必ずこの意見書を提出してください。当日の朝でも可能ですが、記入漏れや状況により、お預かりできない場合もありますので、事前に担任等とご相談ください。

保護者記入用

武庫川乳児保育所 様	
登 所 届	
児童氏名 _____	
○（病名の該当疾患に☑をお願いします。）	
☐	溶連菌感染症
☐	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、腸炎ビブリオ、アデノウイルス等）
☐	RSウイルス感染症
☐	手足口病
☐	溶連菌感染症
☐	ヘルパンギーナ
☐	ヒトメタニューモウイルス
☐	その他
☐	
○（医療機関名） _____ 受診（ 月 日）において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 月 日（ ）より登所いたします。	
_____ 年 月 日 保護者名 _____	

以下、保育士記入欄	
連絡日時 _____	受領日 _____
備考欄	

○受診後の留意事項

受診後は速やかに 当日の 18 時まで 保育所の方へ必ずご連絡ください。（間に合わないときは、翌朝7：00以降にご連絡ください。）

○お薬について

1. 基本的には処方箋やお薬手帳に記入されたものに限定させて頂きます。特に座薬・吸入器・点耳薬の施設内への持ち込み、使用はできません。もし、お家でご使用になった場合は、必ず、時間等をお伝えください。また、内服薬（飲み薬）・ステロイド（副腎皮質ホルモン）入の塗り薬及び目薬については、与薬初日に処方箋及びお薬手帳の記入のあるものを提示していただいたもののみが有効となります。（提示無い、連絡帳未記入等の場合は、与薬は致しません。）

2. お薬がある場合は、お薬に名前・飲む時間を記入して頂き、何の為（病状）に飲むのかをはっきり保育士に口頭で伝えて直接保育士に手渡して下さい。（連絡帳等にも必ず記入してください。記入漏れの際は、与薬は行いません。）

また、水薬（シロップ）や粉薬等は必ず一回分に分けてお持ちください。（まとめて持ってこられた場合、誤飲・誤量等の危険もあるので与薬は行えません）

☆登所のめやす

医師の診断を受けて、**保護者が記入した登所届の提出**があれば登所可能（**青字は届の提出は不要**）

病名	療養期間等
溶連菌感染症 ¹	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態（発熱・嘔吐等）がおさまるまで
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、腸炎ビブリオ、アデノウイルス等）	発熱、嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段通りの食事がとれていること
RSウイルス感染症	咳やくしゃみ、発熱などの症状が消失し、全身状態が良いこと
手足口病	喉の痛みや発疹、発熱などの症状がおさまるまで。目安は、発症から概ね 5 ～ 7 日ほど
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態（発熱・嘔吐等）がおさまるまで
ヘルパンギーナ	発熱（解熱後 24 時間以上経過）や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態がおさまり、普段通りの食事がとれていること
ヒトメタニューモウイルス	発熱、特に咳症状が完全におさまってから 平均 5 日から 8 日くらい
マイコプラズマ肺炎	熱や激しい咳（落ち着いて過ごせる程度なら可）の症状がおさまるまで 概ね 7 日ほど
突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身状態がいいこと 概ね 2 ～ 3 日程度
とびひ	発熱等もなく、患部を全てガーゼで覆える状態であれば可（プール活動は不可）
伝染性紅斑（りんご病）	熱や風邪症状がなく、普段通りの食事がとれていること
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで

※病状や身体所見により、上記の日数や条件を満たしていても、数日間お休み頂くこともあります。

登 所 届

(保護者記入)

保育所長

児童名

令和 年 月 日 医療機関名 _____ において、
インフルエンザ(A ・ B ・ 不明) と診断されました。「発症した後、5日経過していること」と「熱が下がった後、3日間(72時間)経過していること」の両方ををみだし、児童の健康が回復したため、登所します。

発症日に○									
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○									

※ 発症日は0 と数えます。無症状の場合は、診断日が発症日となります。

※ 解熱の現象がみられた日は機関に算定せず、その翌日を 1 日目とします。

保護者氏名

【記入例】以下は日数計算の例ですので参考としてください。

		発症後、最低5日間は登所出来ません。							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
熱が下がった日に ○		○	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目		登所 可能		
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
熱が下がった日に ○					○	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目	登所 可能
		熱が下がった後、3日を過ぎるまで登所できません。							

感染症ならびに傷病児童の受け入れに伴う了承事項について

お子様のお預かりにあたって、以下のとおり、完治までの間、保育生活に限定的に制限を設けておりますので、ご了承ください。

- １．活動量が多い、少ないに関わらず、運動等は参加できません。
- ２．子どもが異常に痛がり泣き、表情も良くない、元気が無い、身体症状があまり良くない等々の所見があった場合は、至急にお迎え頂き、一定期間（担任等が提示する日数）お休み頂きます。
- ３．状況に応じて、また、保育士が必要と判断した場合は、受診をして頂きます。
- ４．他の児童と一緒に遊び生活を共にすることで、傷病等の状態が悪化や、感染が予見される等の場合は、一定期間、別のスペースでの個別生活となります。
- ５．その他、その都度、必要に応じ保育士の指示にご協力頂きますのでよろしくお願い致します。

以上

上記の内容を読み・確認し、了承致しました。(要診断書)

令和 年 月 日

保護者名_____

票認確賴依藥與

[illegible]

♪ 年間行事予定 (^^♪ (例)

天候状況やその他状況等により日程変更や中止を余儀なくされる可能性も十分ありますので、その際は、その都度（直前になります）、ご連絡させていただきます。年度により変更・廃止などがあります。

4月	歯科検診 こいのぼりの持ち帰り	
5月	乳幼児健診① 合同防災訓練（4, 5歳児）予定 乳幼児健診② 乳幼児健診③（予備） 耳鼻科検診 園外保育（2～5歳児） お散歩遠足（調整中）2, 3歳児	眼科・歯科・耳鼻科検診の日程は現在調整中です。後日、園だより等で告知します。
6月	防災の日（避難訓練） 眼科検診	
7月	水遊び開始～8月8日まで（予定） 七夕の集い、七夕の持ち帰り 保育参加、クラス懇談会	
8月	夏の集い（5歳児）	
9月	運動会（3～5歳児） 高齢者施設慰問（予定） 運動会（3～5歳児）（予備日）	運動会は状況により変更・中止になることもあります。
10月	乳幼児健診①（予定） お散歩遠足（2, 3歳児）予定 乳幼児健診②（予定） 乳幼児健診③（予定） 遠足（2～5歳児）	運動会は状況により変更・中止になることもあります。 遠足は中止になることもあります。
11月	焼き芋の日 七五三参り（2～5歳児）	
12月	器楽・演劇発表会（2～5歳児） クリスマス会	発表会は状況により中止になることもあります。
1月	個人懇談開始（3月初旬まで）（0～5歳児） 器楽・演劇発表会予備日	懇談の対象は、担任からのご指名ならびに希望家庭となります。 発表会は状況により中止になることもあります。
2月	節分豆まき 高齢者施設慰問（予定）	
3月	ひな祭り会 卒園式 お別れ遠足 卒園式予備日 巣立ちの会 次年度準備日	卒園式は状況により変更・中止になることもあります。

※ 毎月：各種避難訓練、お誕生会、身体測定など

※ 〇〇の行事は、保育協力日で、当日の保育はお休みとなっております。

延長保育利用申請書兼同意書

(保護者) 住所 _____

保護者氏名 _____ 自宅電話 _____ 緊急
連絡先 _____

このたび、延長保育を利用いたしたく、次のとおり申請いたします。

児童名 (クラス名)		生年月日	年 月 日
児童名 (クラス名)		生年月日	年 月 日
児童名 (クラス名)		生年月日	年 月 日
延長保育希望 年月 日・時間	☐ 保育標準時間認定	年 月 日から	
		年 月 日まで	
	1、月額利用 (午前) ・ 2、月額利用 (午後) 3、日額利用 (午前) ・ 4、日額利用 (午後)		
	☐ 保育短時間認定	年 月 日から	
年 月 日まで			
		☐ 午前 7 時 0 0 分から午前 8 時 3 0 分まで (利用時間： 時 分 ~ 8 時 3 0 分)	
		☐ 午後 4 時 3 0 分から午後 7 時まで (利用時間： 4 時 3 0 分 ~ 時 分)	
延長保育が必要な理由	1 勤務条件のため ・ 勤務時間【 時から 時まで】 ・ 通勤時間【 】 2 家族の病気看護又は介護のため 3 その他		
延長保育が必要な理由に関して、必要に応じてそれぞれの勤務先などに状況を確認することに同意します。(同意いただけない場合は、延長保育はできません。)			
保護者氏名 _____			

※ 記載内容に変更が生じた場合は、その都度、届け出てください。兄弟の入所が異なった年度であった場合、その都度申請が必要です。(各年度で) 利用開始日は、申請日の属する翌々月の 1 日以降となります。

※ 記入の際は、フリクションボールペン、修正テープ等の使用は不可とします。

【厳守事項】

延長保育の利用に当たっては以下の事項を厳守します。

- 1 延長保育は休日、土曜日以外の平日の別表で定める時間です。保育標準時間認定と保育短時間認定で利用時間帯が異なります。
- 2 連絡がとれない、利用時間遅滞などの違反行為の際には、利用停止となります。
- 3 延長保育の必要がなくなった場合は、事前に、又は当日の登所の際に必ず連絡してください。
- 4 毎年、年度更新が必須となります。（２月末日までに更新なき場合は、来年度（４月以降）は利用できません）
- 5 延長保育は、保護者の就業に加え、特別な理由がない限り（証明書等の提出）、以下に該当する場合は、申請できません。
 - ・ 父、母、祖父母等のいずれかが在宅の場合（在宅勤務や療養中等は除く）・
 - ・ 産休、育児休暇中の場合
- 6 お仕事の都合で登降所の時間が変わる、勤務先の変更、携帯番号、住所の変更がありましたら必ずその都度、担任等までご連絡をお願いします。
- 7 延長保育料（別表）は納期限内（原則、当日、状況により指定された日）に必ず納付してください。
納付が遅滞している場合は一時的に延長保育を中止させていただきます。
- 8 途中で延長保育の利用を停止する場合は、その旨を速やかに申し出てください。

（別表）延長保育料（子ども１人当たり）

保育標準時間認定		保育短時間認定（事前連絡必須）	
		午前７時３０分から午前８時３０分まで	30分毎２００円
		午後４時３０分から午後６時００分まで	
午後６時００分から午後７時まで（単発）	５００円	午後６時００分から午後７時００分まで	５００円
午後６時００分から午後７時まで（月極）	３０００円		
午後７時以降	３０分毎に１０００円	午後７時００分以降	３０分毎１０００円

※料金はすべて手渡しでの当日払いを原則とします。

※年度により、料金変動する場合があります。

土曜保育利用申請書

◎重要事項

1. 土曜保育は、保護者の就業に加え、特別な事由がない限り（各証明書等の提出）、以下に該当する場合は、申請できません。

- ・父、母、祖父母等のいずれかが在宅の場合（在宅勤務や療養中等は除く）・
- ・産休、育児休暇中の場合

2. 土曜保育時の保育所から保護者への連絡は、就業先を最優先とします。

3. 2. に伴い、保護者への連絡が不通であることが複数回続く状況や、申込事由が消滅したとき、お約束事項をお守り頂けないときには利用を即停止させていただきます。

4. お仕事の都合で登降所の時間が変わる場合は、必ず事前にご連絡ください。

5. 就労時間が早く終わった場合についても、家事やお買い物、その他の用事を済ませてではなく、就労直後に一度保育所にご連絡頂き、速やかにお迎えください。

6. 勤務先の変更、携帯番号、住所の変更がありましたら必ずその都度、担任等までご連絡をお願いします。

7. 利用の際は、毎週木曜日までに担任に利用の旨をお伝えください。お伝えいただかないとその週の利用はできません。

8. 毎年、年度更新が必須となります。（3月末日までに更新なき場合は、来年度（4月以降）は利用できません）

9. 当該週の土曜日に就業先や連絡先が変更になる場合は、その都度、お知らせください。

私は、上記の重要事項等を全て理解・了承して、下記のとおり申請をいたします。

「保護者記入欄」

《氏名・連絡先》

☆保護者氏名： _____ ☆延長保育児童名： _____

☆クラス： ひよこ・ぺんぎん・うさぎ・りす・こあら・ぱんだ・ぞう

「母」

電話番号 _____ 会社名（事業所名） _____

住 所 _____ 呼出先 _____

※電話番号は、携帯電話以外で市外局番より記入してください（代表電話でも可）。

「父」

電話番号 _____ 会社名（事業所名） _____

住 所 _____ 呼出先 _____

※電話番号は、携帯電話以外で市外局番より記入してください（代表電話でも可）。

《申請日時》

☆申請日：令和 年 月 日 ： ☆利用開始日：令和 年 月 日

※閉所時間は18時00分です。

申請理由： _____

☐ 保育標準時間認定の方（07：00～18：00）※18時以降は超過料金が発生します

※希望時間は5分単位で実際に登・降所する時間を記入してください。

利用時間 「 : ~ : 」

☐保育短時間認定の方（０８：３０～１６：３０） ※延長保育は有料です。
※希望時間は５分単位で実際に登・降所する時間を記入してください。

利用時間 「 ： ～ ： 」

前半延長 「 ： ～ ： 」（０７：００～０８：３０）

後半延長 「 ： ～ ： 」（１６：３０～１８：００）

※全ての項目を記載してあるか、提出前に必ず確認してください

入 所 前 の 問 診 票 (♪ この問診票は、入所時間診票として使います ♪)

クラス () 氏名 () (歳 か月)

記録日 年 月 日 記録者氏名 () 園児との続柄 ()

各設問に対して、該当するものに○印を付け、具体的に答えられるものは、() 内に記載してください。

1. これまでの重い病気や障害を残すような病気にかかりましたか
 なかった、 かかった (具体的に :
2. 入所時以降に受ける予定の予防接種
 なし、 あり (具体的に : いつ 、何を
3. からだの発育について、気になること、相談したい事
 なし、 あり (具体的に :
4. 運動機能について、気になること、相談したい事
 なし、 あり (具体的に :
5. ことばの発達について、気になること、相談したい事
 なし、 あり (具体的に :
5. アレルギーについて、気になること、相談したい事
 なし、 あり (具体的に :
6. そのほか、発育・発達について、気になること、相談したい事
 なし、 あり (具体的に :

ありがとうございました。

(令和4年度改訂)

(保育園等と保護者が記入)

年度

様式4(表)

年 月 日

食 物 ア レ ル ギ ー 対 応 個 人 票

※太枠内は保護者が記入

区分	内 容		
名 前	ふりがな (男 ・ 女)		
生年月日	年 月 日 (歳)		
アレルギー原因食品	☐ 卵 ☐ 乳 ☐ 小麦 ☐ 大豆 ☐ えび ☐ かに ☐ そば ☐ ピーナッツ ☐ その他()		
原因食品を 摂取後に 起こる症状	原因食品	具体的な症状	
		☐ ある()	☐ 不明
		☐ ある()	☐ 不明
		☐ ある()	☐ 不明
		☐ ある()	☐ 不明
薬の使用	内服薬 ☐ 無 ☐ 有(薬名) 外用薬 ☐ 無 ☐ 有(薬名)		
アナフィラキシーの既往	①アナフィラキシーの既往 (有 ・ 無) ・原因食品() ・発生 年 月 日		
	②症状について →裏面をチェックする		
緊急時に備えた処方薬	☐ 無 ☐ 有 ・内服薬(薬名) ・アドレナリン自己注射薬「エピペン®」		
病(医)院名			

※これより下は保育園等で記入

保育園等での 対応	開始時期	年 月 日		
	対応内容	給食	☐ 除去食 ☐ 弁当持参 (時々 ・ 毎日) ☐ 除去なし	
		果物		
		おやつ		
		牛乳等	☐ 豆乳 ☐ アレルギー用ミルク() ☐ 茶	

対応の 変更・終了	記 入 日	☐ 全食品 ☐ 一部食品()	園長確認
	年 月 日	☐ 軽快 ☐ 転園 ☐ 卒園 ☐ その他()	☐
		確認書類 ☐ 生活管理指導表 ☐ 除去解除申請書	
対応の 変更・終了	記 入 日	☐ 全食品 ☐ 一部食品()	園長確認
	年 月 日	☐ 軽快 ☐ 転園 ☐ 卒園 ☐ その他()	☐
		確認書類 ☐ 生活管理指導表 ☐ 除去解除申請書	
対応の 変更・終了	記 入 日	☐ 全食品 ☐ 一部食品()	園長確認
	年 月 日	☐ 軽快 ☐ 転園 ☐ 卒園 ☐ その他()	☐
		確認書類 ☐ 生活管理指導表 ☐ 除去解除申請書	

記入例

(保育園等と保護者が記入)

様式4(表) 記入例

(令和4年度改訂)

3

年度

令和 3年 4月 1日

在園中は継続して使用。
年度を口書き加えていく。

食物アレルギー対応個人票

提出日を記入

※太枠内は保護者が記入

区分	内 容	
名 前	ふりがな ひろしま はなこ 広島 花子 (男・女)	
生年月日	令和 2 年 1 月 10 日 (1 歳)	
アレルギー 原因食品	☒ 卵 ☐ 乳 ☒ 小麦 ☐ 大豆 ☐ えび ☐ ☐ そば ☐ ピーナッツ ☐ その他()	
原因食品を 摂取後に 起こる症状	原因食品	具体的な症状
	卵	☒ ある(じんましん) ☐ 不明
	小麦	☒ ある(じんましん、唇の腫れ、ぜん鳴) ☐ ある() ☐ ある()
薬の使用	内服薬 ☒ 無 ☐ 有(薬名) 外用薬 ☒ 無 ☐ 有(薬名)	
アナフィラキシーの既往	①アナフィラキシーの既往 (有・無) ・原因食品(小麦) ・発生 令和 2 年 12 月 10 日	
	②症状について →裏面をチェックする。	
緊急時に備えた処方薬	☐ 無 ☒ 有・内服薬(薬名) ・アドレナリン自己注射薬「エピペン®」	
病(医)院名	〇〇小児科	

原因食品にチェックする。
生活管理指導表と合致
しているか確認のこと。症状が出たことがある場合には、
具体的な症状を記入。
症状が分からない場合は不明欄に
チェックする。アナフィラキシーの既往が
ある場合は、原因食品、
発生時期を記入する。
症状を裏面にチェックする。薬の使用、緊急時に 備えた
処方薬がある場合は薬名を
記入する。

※これより下は保育園等で記入

保育園等での 対応	開始時期	令和 3 年 4 月 1 日	
	対応内容	給食	☒ 除去食 ☐ 弁当持参(時々・毎日) ☐ 除去食
		果物	
		おやつ	卵、小麦を除去したもの→小麦除去のもの(令和3.10.11～)
	牛乳等	☐ 豆乳 ☐ アレルギー用ミルク() ☐ 茶	
対応の 変更・終了	記入日	☐ 全食品 ☒ 一部食品(卵)	園長確認
	令和3年	☒ 軽快 ☐ 転園 ☐ 卒園 ☐ その他()	☒
	10月10日	確認書類 ☐ 生活管理指導表 ☒ 除去解除申請書	
対応の 変更・終了	記入日	☐ 全食品 ☐ 一部食品()	園長確認
	年	☐ 軽快 ☐ 転園 ☐ 卒園 ☐ その他()	☐
	月 日	確認書類 ☐ 生活管理指導表 ☐ 除去解除申請書	
対応の 変更・終了	記入日	☐ 全食品 ☐ 一部食品()	園長確認
	年	☐ 軽快 ☐ 転園 ☐ 卒園 ☐ その他()	☐
	月 日	確認書類 ☐ 生活管理指導表 ☐ 除去解除申請書	

決定した対応内容を
記入する。
対応内容を変更する
場合は赤字で追記
する。
書ききれない場合
は用紙を追加する。対応内容変更
対応終了の際
にはその内容
を記録する。

名前

男・女

年 月 日生(歳 か月)

提出日 年 月 日

様式2(表)

※この生活管理指導表は保育園等の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って作成するものです。該当する箇所へ○を付けてください。

病型・治療		保育園等での生活上の留意点	
A.食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1.食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2.即時型(過去にあった症状:皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状・その他()) 3.その他(新生児乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:)		A.給食・離乳食・おやつ・延長保育の補食 1.管理不要 2.管理必要(管理内容については、病型・治療のC及び下記C・Fを参照) B.アレルギー用調整粉乳 1.不要 2.必要 下記該当ミルクに○、×は()内に記入 ミルクハイIP・ニューMA-1・MA-mi・ベネリアエント エミグナンルフォーミュー・その他()	
B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1.食物(原因:) 2.その他(医薬品・食物依存性運動誘発アレルギー・チカスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)		C.除去食品において、より厳しい除去が必要なもの D.食物・食材を扱う活動 1.管理不要 2.原因食材を教材とする活動(例:小麦粉粘土を使った遊び)の制限(※保護者と相談のうえ決定すること) 3.調理活動時(例:おやつ作り)の制限(※保護者と相談のうえ決定すること) 4.その他	
C.原因食品・除去根拠 該当する食品番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を番号で記載 「除去根拠」 該当する番号全てを《 》内に記載 ①明らか症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③経口摂取等検査結果陽性 ④未採取		生活管理指導表 記載日 年 月 日 医師名・医療機関名・住所・電話番号	
アナフィラキシー(あり・なし) 食物アレルギー(あり・なし)		緊急連絡先	
1.鶏卵 《 》 2.牛乳・乳製品* 《 》(すべて・飲用牛乳) 3.小麦 《 》 4.ソバ 《 》 5.ピーナッツ 《 》 6.大豆* 《 》(大豆及び大豆製品・豆乳) 7.ゴマ 《 》 8.ナッツ類* 《 》 9.甲殻類* 《 》 10.軟体類・貝類* 《 》 11.魚卵* 《 》 12.魚類* 《 》 13.肉類* 《 》 14.果物類* 《 》 15.その他 《 》 *は()の中の該当する項目に○をするか、具体的に記載すること		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:	
D.緊急時に備えた処方薬 1.内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2.アトレナリン自己注射薬「エピペン®」 3.その他()		E.特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育園等が保護者と相談のうえ決定)	

●上記の内容について、確認及び承諾しました。
●保育園等における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育園等の職員及び関係機関等と共有することに同意します。

年 月 日 保護者名(自署)

(厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)を参考)

主治医・保護者の方へ

保育園等では、食物アレルギーがあり、保育園等において配慮・管理が必要なお子さんの対応を保護者の方と一緒に考えていきたいと考えております。そのためには、医師の診断に基づいた情報を把握する必要があります。

つきましては、保育園等において食物アレルギー対応を希望される場合には生活管理指導表を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(令和4年度改訂)

アレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)保育園等における

年

III

様式2(表)

※この生活管理指導表は保護者等の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに就いて作成されたものです。該当する箇所に○を付けてください。

名前	性別		年齢		誕生日		学年
	男	女	年	月	日	歳	

② 病型・治療		③ 保育園等での生活上の留意点		⑤	
A 食物アレルギー一病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する部位に付し、程度増減 2. 即時型(除去にあつた症状:皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状・その他) 3. その他(慢性型アレルギーをアレルギー一病型と診断) 4. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 5. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 6. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 7. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 8. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 9. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 10. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 11. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 12. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 13. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 14. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 15. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載)		アレルギー一病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する部位に付し、程度増減 2. 即時型(除去にあつた症状:皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状・その他) 3. その他(慢性型アレルギーをアレルギー一病型と診断) 4. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 5. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 6. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 7. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 8. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 9. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 10. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 11. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 12. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 13. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 14. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 15. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載)		アレルギー一病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する部位に付し、程度増減 2. 即時型(除去にあつた症状:皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状・その他) 3. その他(慢性型アレルギーをアレルギー一病型と診断) 4. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 5. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 6. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 7. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 8. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 9. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 10. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 11. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 12. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 13. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 14. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載) 15. その他(アレルギー一病型(アレルギー一病型)の既往ありの場合のみ記載)	
⑦ 緊急連絡先 1. 医師 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーツ 6. 大豆 7. 卵 8. ナッツ類 9. 甲殻類 10. 穀類(小麦・大麦) 11. 魚類 12. 野菜 13. 肉類 14. 果物類 15. その他		④ 緊急連絡先 1. 医師 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーツ 6. 大豆 7. 卵 8. ナッツ類 9. 甲殻類 10. 穀類(小麦・大麦) 11. 魚類 12. 野菜 13. 肉類 14. 果物類 15. その他		⑥ 緊急連絡先 1. 医師 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーツ 6. 大豆 7. 卵 8. ナッツ類 9. 甲殻類 10. 穀類(小麦・大麦) 11. 魚類 12. 野菜 13. 肉類 14. 果物類 15. その他	

＜保護者の方へ＞

- ⑤保護者の緊急連絡先を記入してください。
- ⑥緊急の対応が必要になることもあるため、「緊急連絡先」欄の「連絡先疾病機関」に連絡先を記入してください。
- ⑦保育園等における日常の取組及び緊急時対応に活用するための情報共有について、同意の場合は署名をしてください。
- ⑧保育園等に提出される日を記入してください。

様式2(裏) 記入要領

＜主治医の方＞

本表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況を記入してください。

①疾患名の(あり・なし)欄

当該疾患の有無について○をつけ、「あり」の場合、以下の項目を記入してください。

②「病型・治療」欄
当該疾患の原因や症状、服用中の薬など、子どもの現在の状況を記入してください。

③「保育園等での生活上の留意点」欄
保育園等における管理・配慮の必要性について記入してください。「C.除去食品」においてより厳しい除去が必要なもの」については、より厳しい除去が必要な場合のみ記入してください。

④記載日、医師名、医療機関名等を記入してください。

※この生活管理指導表の作成は、原則有料となります。

入所のしおり・入所前、重要事項説明書の確認・同意書

	内 容
1	保護者参加の行事の特性、中止や延期
2	運営方針
3	欠席遅刻の際は、保護者から電話連絡を入れる
4	お弁当の日、アレルギー等
5	慣らし保育の時間と期間（土・日曜、祝日は実施しない）、保育時間、登所時間
6	告知・クレーム等の対処等
7	土曜・延長保育の実施内容と有無確認、土曜保育は18：00まで 延長保育の開始・終了の基準は、延長保育室の時計が基準 土曜・延長保育は年度更新、なければ4月以降取り消し
8	日々の営みと送迎等、車でのお越しの際のモラルとルール、自転車の乗り入れ
9	スマート対応と園内の掲示
10	QRコードの登録確認
11	1週当たり2回程度の爪切りとその状態確認
12	朝08：00過ぎまでと18：00以降は合同保育 送迎門の開門・閉門の時間帯、土曜は終日締め切り
13	お迎えに来られる方の年齢制限（高校生以上の親族）や知人、通告のない方の引き渡しのお断り
14	お子さまに何かあった時の職場から保育所までの所要時間と連絡手段 電話にて至急のお迎えを要請いたします。できれば連絡後30分以内、遅くとも1時間以内にはお迎え （37.8℃以上の発熱や下痢・嘔吐、身体状態の悪化）
15	何かで電話連絡をした際に、複数回つながらない場合やお約束事をお守り頂けない場合など→以降お預かりを見合わせ（連絡状態が確保等の確認が取れれば解除）
16	持ち物の名前の記入、紛失・迷子の可能性 大切な服や物の着用や持ち込みの不可（特に私物玩具はお断り）
17	お子さんは、お迎え以降は保護者さんの監督となりますので目や手を離さない
18	許可書の記入漏れの際は再度取りに行ってもらい、再発行の許可証が確認できるまでは、お預かり不可、受診後の電話連絡、お薬は一回ずつ、お名前や飲む時間をお薬に記入
19	お薬とお金の取り扱い（各種料金・健診・感染症）
20	虐待、暴言やいやがらせ等
21	登所時間が09：00を過ぎる場合や降所予定時間が変わる場合は事前に必ずご連絡をしてください。
22	子どもの健康状態や脱臼等々、おうちでなにかあればその都度、伝達してください。

令和 年 月 日

私は、入所のしおり（重要事項説明書）を書面にて開示（説明）を受けて、全ての項目について、自身で読み確認し、すべて同意了承し、また上記もすべて確認し、了承しました。

氏名_____